

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 6年 4月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業名 | 旭丘小学校始め 2校トイレ洋式化改修事業
(明るいトイレ改修) |
| (2) 事業内容 | 別紙「募集要項」及び「要求水準書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 7年 3月31日 |
| (4) 履行場所 | 旭丘小学校：名古屋市東区徳川町1601番地
東桜小学校：名古屋市東区東桜一丁目13番 1号 |
| (5) 上限提案価格 | 59,280千円 |
| (6) 発注者 | 名古屋市 |

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

(1) 参加者等の構成

ア 参加者は単体企業あるいは複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

イ 単体企業で参加する場合は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

ウ コンソーシアムは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員又は単体企業として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員と資本金又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のコンソーシアムの構成員になることができない。

(ア) コンソーシアムの構成員は、工事の施工を担当する者及び工事監理業務を担当する者等、必要とされる事業者からなるものとする。

(イ) コンソーシアムの代表企業（コンソーシアムの構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる法人）を応募時に明らかにすること。

(ウ) コンソーシアムの代表企業は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

(エ) 雇用期間を特に限定することなく、参加者（コンソーシアムの場合は代表企業）と3か月以上の雇用関係にある者を、本業務全体の統括責任者として専任で配置できること。

エ 業務実施体制は、事業を円滑に進めるため、以下の体制とする。

(ア) 単体企業あるいはコンソーシアムは、全体業務を統括的に管理する統括責任者のもと、簡易設計業務における管理技術者、施工業務における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）及び工事監理業務における工事監理者を配置する。

(イ) 工事に係る簡易設計業務の管理技術者と工事監理業務の工事監理者は同一人とすることができる。

(2) 本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員の参加資格要件

本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員は、参加表明書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から特定者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- イ 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 「令和 5年・ 6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事）」を有していない者においては、本事業にかかる応募書類提出までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとならない者であること。
- キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ク 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定の日までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古

屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ケ 雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を設計管理技術者・監理業務責任者として配置できること（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。また同様に雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を現場代理人及び施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること（配置予定者は、施工業務の契約期間が重複する場合は、契約ごとに専任で配置する必要がある。ただし、配置予定者の兼任については「名古屋市工事請負契約約款」の基準によるものとする。また、配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。

コ 平成21年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ学校教育法第 1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、各種事務所又は商業施設等の施設において、トイレ新設または改修の工事を施工あるいは設計した実績があること。

3 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課

（名古屋市役所東庁舎 6階）

電話 052-972-3223 F A X 052-972-4176

電子メールアドレス a3223@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項及び要求水準書等関係資料の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

(3) 参加表明書の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出書類

参加表明書、参加者構成概要表及び参加資格確認調書

エ 提出部数

1部

オ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

(4) 技術提案書等の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

5部（正本 1部、副本 4部）

エ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

4 審査の手続き及び契約候補者の選定

提出された技術提案書等について、別途定めた審査基準書に基づき審査を実施する。技術提案書等の評価は、学識経験者から選任する「名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業に係るプロポーザル評価委員」が行い、最も優れている提案者を優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。評価に際し、技術提案書のヒアリング審査を次の日程で実施する。

ヒアリング審査 日程 令和 6年 6月17日（月）

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に免除する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者の提案

イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 設計施工業務に関する提案価格が上限提案価格を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(5) 受付期間後は提出された技術提案書等の差替えまたは再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(6) その他

その他詳細は、募集要項及び要求水準書その他関係資料による。

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 6年 4月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業名 | 西味鉦小学校始め 2校トイレ洋式化改修事業
(明るいつイレ改修) |
| (2) 事業内容 | 別紙「募集要項」及び「要求水準書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 7年 3月31日 |
| (4) 履行場所 | 西味鉦小学校：名古屋市北区西味鉦二丁目 526番地
六郷北小学校：名古屋市北区山田四丁目14番56号 |
| (5) 上限提案価格 | 47,280千円 |
| (6) 発注者 | 名古屋市 |

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

(1) 参加者等の構成

ア 参加者は単体企業あるいは複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

イ 単体企業で参加する場合は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

ウ コンソーシアムは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員又は単体企業として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員と資本金又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のコンソーシアムの構成員になることができない。

(ア) コンソーシアムの構成員は、工事の施工を担当する者及び工事監理業務を担当する者等、必要とされる事業者からなるものとする。

(イ) コンソーシアムの代表企業（コンソーシアムの構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる法人）を応募時に明らかにすること。

(ウ) コンソーシアムの代表企業は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

(エ) 雇用期間を特に限定することなく、参加者（コンソーシアムの場合には代表企業）と3か月以上の雇用関係にある者を、本業務全体の統括責任者として専任で配置できること。

エ 業務実施体制は、事業を円滑に進めるため、以下の体制とする。

(ア) 単体企業あるいはコンソーシアムは、全体業務を統括的に管理する統括責任者のもと、簡易設計業務における管理技術者、施工業務における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）及び工事監理業務における工事監理者を配置する。

(イ) 工事に係る簡易設計業務の管理技術者と工事監理業務の工事監理者は同一人とすることができる。

(2) 本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員の参加資格要件

本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員は、参加表明書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から特定者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- イ 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 「令和 5年・ 6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事）」を有していない者においては、本事業にかかる応募書類提出までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとならない者であること。
- キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ク 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定の日までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古

屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ケ 雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を設計管理技術者・監理業務責任者として配置できること（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。また同様に雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を現場代理人及び施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること（配置予定者は、施工業務の契約期間が重複する場合は、契約ごとに専任で配置する必要がある。ただし、配置予定者の兼任については「名古屋市工事請負契約約款」の基準によるものとする。また、配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。

コ 平成21年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ学校教育法第 1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、各種事務所又は商業施設等の施設において、トイレ新設または改修の工事を施工あるいは設計した実績があること。

3 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課

（名古屋市役所東庁舎 6階）

電話 052-972-3223 F A X 052-972-4176

電子メールアドレス a3223@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項及び要求水準書等関係資料の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

(3) 参加表明書の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出書類

参加表明書、参加者構成概要表及び参加資格確認調書

エ 提出部数

1部

オ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

(4) 技術提案書等の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

5部（正本 1部、副本 4部）

エ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

4 審査の手続き及び契約候補者の選定

提出された技術提案書等について、別途定めた審査基準書に基づき審査を実施する。技術提案書等の評価は、学識経験者から選任する「名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業に係るプロポーザル評価委員」が行い、最も優れている提案者を優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。評価に際し、技術提案書のヒアリング審査を次の日程で実施する。

ヒアリング審査 日程 令和 6年 6月17日（月）

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に免除する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者の提案

イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 設計施工業務に関する提案価格が上限提案価格を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(5) 受付期間後は提出された技術提案書等の差替えまたは再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(6) その他

その他詳細は、募集要項及び要求水準書その他関係資料による。

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 6年 4月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業の概要

- (1) 事業名 老松小学校始め 2校トイレ洋式化改修事業
(明るいつイレ改修)
- (2) 事業内容 別紙「募集要項」及び「要求水準書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7年 3月31日
- (4) 履行場所 老松小学校：名古屋市中区千代田一丁目 9番36号
広見小学校：名古屋市中川区広住町 4番41号
- (5) 上限提案価格 47,160千円
- (6) 発注者 名古屋市

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

(1) 参加者等の構成

ア 参加者は単体企業あるいは複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

イ 単体企業で参加する場合は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

ウ コンソーシアムは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員又は単体企業として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員と資本金又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のコンソーシアムの構成員になることができない。

(ア) コンソーシアムの構成員は、工事の施工を担当する者及び工事監理業務を担当する者等、必要とされる事業者からなるものとする。

(イ) コンソーシアムの代表企業（コンソーシアムの構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる法人）を応募時に明らかにすること。

(ウ) コンソーシアムの代表企業は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

(エ) 雇用期間を特に限定することなく、参加者（コンソーシアムの場合は代表企業）と3か月以上の雇用関係にある者を、本業務全体の統括責任者として専任で配置できること。

エ 業務実施体制は、事業を円滑に進めるため、以下の体制とする。

(ア) 単体企業あるいはコンソーシアムは、全体業務を統括的に管理する統括責任者のもと、簡易設計業務における管理技術者、施工業務における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）及び工事監理業務における工事監理者を配置する。

(イ) 工事に係る簡易設計業務の管理技術者と工事監理業務の工事監理者は同一人とすることができる。

(2) 本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員の参加資格要件

本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員は、参加表明書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から特定者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- イ 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 「令和 5年・ 6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事）」を有していない者においては、本事業にかかる応募書類提出までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとならない者であること。
- キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ク 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定の日までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古

屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ケ 雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を設計管理技術者・監理業務責任者として配置できること（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。また同様に雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を現場代理人及び施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること（配置予定者は、施工業務の契約期間が重複する場合は、契約ごとに専任で配置する必要がある。ただし、配置予定者の兼任については「名古屋市工事請負契約約款」の基準によるものとする。また、配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。

コ 平成21年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ学校教育法第 1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、各種事務所又は商業施設等の施設において、トイレ新設または改修の工事を施工あるいは設計した実績があること。

3 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課

（名古屋市役所東庁舎 6階）

電話 052-972-3223 F A X 052-972-4176

電子メールアドレス a3223@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項及び要求水準書等関係資料の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

(3) 参加表明書の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出書類

参加表明書、参加者構成概要表及び参加資格確認調書

エ 提出部数

1部

オ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

(4) 技術提案書等の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

5部（正本 1部、副本 4部）

エ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

4 審査の手続き及び契約候補者の選定

提出された技術提案書等について、別途定めた審査基準書に基づき審査を実施する。技術提案書等の評価は、学識経験者から選任する「名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業に係るプロポーザル評価委員」が行い、最も優れている提案者を優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。評価に際し、技術提案書のヒアリング審査を次の日程で実施する。

ヒアリング審査 日程 令和 6年 6月17日（月）

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に免除する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者の提案

イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 設計施工業務に関する提案価格が上限提案価格を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(5) 受付期間後は提出された技術提案書等の差替えまたは再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(6) その他

その他詳細は、募集要項及び要求水準書その他関係資料による。

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 6年 4月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業名 | 松栄小学校始め 2校トイレ洋式化改修事業
(明るいトイレ改修) |
| (2) 事業内容 | 別紙「募集要項」及び「要求水準書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 7年 3月31日 |
| (4) 履行場所 | 松栄小学校：名古屋市昭和区長戸町 2丁目 1番地
今池中学校：名古屋市千種区今池三丁目19番 1号 |
| (5) 上限提案価格 | 56,900千円 |
| (6) 発注者 | 名古屋市 |

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

(1) 参加者等の構成

ア 参加者は単体企業あるいは複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

イ 単体企業で参加する場合は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

ウ コンソーシアムは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員又は単体企業として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員と資本金又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のコンソーシアムの構成員になることができない。

(ア) コンソーシアムの構成員は、工事の施工を担当する者及び工事監理業務を担当する者等、必要とされる事業者からなるものとする。

(イ) コンソーシアムの代表企業（コンソーシアムの構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる法人）を応募時に明らかにすること。

(ウ) コンソーシアムの代表企業は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

(エ) 雇用期間を特に限定することなく、参加者（コンソーシアムの場合は代表企業）と3か月以上の雇用関係にある者を、本業務全体の統括責任者として専任で配置できること。

エ 業務実施体制は、事業を円滑に進めるため、以下の体制とする。

(ア) 単体企業あるいはコンソーシアムは、全体業務を統括的に管理する統括責任者のもと、簡易設計業務における管理技術者、施工業務における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）及び工事監理業務における工事監理者を配置する。

(イ) 工事に係る簡易設計業務の管理技術者と工事監理業務の工事監理者は同一人とすることができる。

(2) 本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員の参加資格要件

本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員は、参加表明書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から特定者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- イ 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 「令和 5年・ 6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事）」を有していない者においては、本事業にかかる応募書類提出までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとならない者であること。
- キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ク 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定の日までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古

屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ケ 雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を設計管理技術者・監理業務責任者として配置できること（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。また同様に雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を現場代理人及び施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること（配置予定者は、施工業務の契約期間が重複する場合は、契約ごとに専任で配置する必要がある。ただし、配置予定者の兼任については「名古屋市工事請負契約約款」の基準によるものとする。また、配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。

コ 平成21年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ学校教育法第 1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、各種事務所又は商業施設等の施設において、トイレ新設または改修の工事を施工あるいは設計した実績があること。

3 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課

（名古屋市役所東庁舎 6階）

電話 052-972-3223 F A X 052-972-4176

電子メールアドレス a3223@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項及び要求水準書等関係資料の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

(3) 参加表明書の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出書類

参加表明書、参加者構成概要表及び参加資格確認調書

エ 提出部数

1部

オ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

(4) 技術提案書等の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

5部（正本 1部、副本 4部）

エ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

4 審査の手続き及び契約候補者の選定

提出された技術提案書等について、別途定めた審査基準書に基づき審査を実施する。技術提案書等の評価は、学識経験者から選任する「名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業に係るプロポーザル評価委員」が行い、最も優れている提案者を優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。評価に際し、技術提案書のヒアリング審査を次の日程で実施する。

ヒアリング審査 日程 令和 6年 6月17日（月）

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に免除する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者の提案

イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 設計施工業務に関する提案価格が上限提案価格を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(5) 受付期間後は提出された技術提案書等の差替えまたは再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(6) その他

その他詳細は、募集要項及び要求水準書その他関係資料による。

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 6年 4月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業の概要

- (1) 事業名 白金小学校始め 2校トイレ洋式化改修事業
(明るいつイレ改修)
- (2) 事業内容 別紙「募集要項」及び「要求水準書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7年 3月31日
- (4) 履行場所 白金小学校：名古屋市昭和区白金二丁目 2番 5号
円上中学校：名古屋市昭和区滝子町17番地18号
- (5) 上限提案価格 45,560千円
- (6) 発注者 名古屋市

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

(1) 参加者等の構成

ア 参加者は単体企業あるいは複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

イ 単体企業で参加する場合は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

ウ コンソーシアムは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員又は単体企業として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員と資本金又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のコンソーシアムの構成員になることができない。

(ア) コンソーシアムの構成員は、工事の施工を担当する者及び工事監理業務を担当する者等、必要とされる事業者からなるものとする。

(イ) コンソーシアムの代表企業（コンソーシアムの構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる法人）を応募時に明らかにすること。

(ウ) コンソーシアムの代表企業は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

(エ) 雇用期間を特に限定することなく、参加者（コンソーシアムの場合は代表企業）と 3か月以上の雇用関係にある者を、本業務全体の統括責任者として専任で配置できること。

エ 業務実施体制は、事業を円滑に進めるため、以下の体制とする。

(ア) 単体企業あるいはコンソーシアムは、全体業務を統括的に管理する統括責任者のもと、簡易設計業務における管理技術者、施工業務における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）及び工事監理業務における工事監理者を配置する。

(イ) 工事に係る簡易設計業務の管理技術者と工事監理業務の工事監理者は同一人とすることができる。

(2) 本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員の参加資格要件

本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員は、参加表明書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から特定者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- イ 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 「令和 5年・ 6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事）」を有していない者においては、本事業にかかる応募書類提出までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとならない者であること。
- キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ク 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定の日までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古

屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ケ 雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を設計管理技術者・監理業務責任者として配置できること（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。また同様に雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を現場代理人及び施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること（配置予定者は、施工業務の契約期間が重複する場合は、契約ごとに専任で配置する必要がある。ただし、配置予定者の兼任については「名古屋市工事請負契約約款」の基準によるものとする。また、配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。

コ 平成21年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ学校教育法第 1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、各種事務所又は商業施設等の施設において、トイレ新設または改修の工事を施工あるいは設計した実績があること。

3 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課

（名古屋市役所東庁舎 6階）

電話 052-972-3223 F A X 052-972-4176

電子メールアドレス a3223@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項及び要求水準書等関係資料の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

(3) 参加表明書の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出書類

参加表明書、参加者構成概要表及び参加資格確認調書

エ 提出部数

1部

オ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

(4) 技術提案書等の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

5部（正本 1部、副本 4部）

エ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

4 審査の手続き及び契約候補者の選定

提出された技術提案書等について、別途定めた審査基準書に基づき審査を実施する。技術提案書等の評価は、学識経験者から選任する「名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業に係るプロポーザル評価委員」が行い、最も優れている提案者を優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。評価に際し、技術提案書のヒアリング審査を次の日程で実施する。

ヒアリング審査 日程 令和 6年 6月17日（月）

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に免除する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者の提案

イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 設計施工業務に関する提案価格が上限提案価格を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(5) 受付期間後は提出された技術提案書等の差替えまたは再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(6) その他

その他詳細は、募集要項及び要求水準書その他関係資料による。

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 6年 4月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業名 | 千音寺小学校始め 2校トイレ洋式化改修事業
(明るいトイレ改修) |
| (2) 事業内容 | 別紙「募集要項」及び「要求水準書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 7年 3月31日 |
| (4) 履行場所 | 千音寺小学校：名古屋市中川区富田町大字千音寺字三ノ
坪4666番地
はとり中学校：名古屋市中川区服部二丁目1701番地 |
| (5) 上限提案価格 | 57,660千円 |
| (6) 発注者 | 名古屋市 |

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

(1) 参加者等の構成

- ア 参加者は単体企業あるいは複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- イ 単体企業で参加する場合は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

ウ コンソーシアムは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員又は単体企業として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員と資本金又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のコンソーシアムの構成員になることができない。

(ア) コンソーシアムの構成員は、工事の施工を担当する者及び工事監理業務を担当する者等、必要とされる事業者からなるものとする。

(イ) コンソーシアムの代表企業（コンソーシアムの構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる法人）を応募時に明らかにすること。

(ウ) コンソーシアムの代表企業は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

(エ) 雇用期間を特に限定することなく、参加者（コンソーシアムの場合は代表企業）と 3か月以上の雇用関係にある者を、本業務全体の統括責任者として専任で配置できること。

エ 業務実施体制は、事業を円滑に進めるため、以下の体制とする。

(ア) 単体企業あるいはコンソーシアムは、全体業務を統括的に管理する統括責任者のもと、簡易設計業務における管理技術者、施工業務における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）及び工事監理業務における工事監理者を配置する。

(イ) 工事に係る簡易設計業務の管理技術者と工事監理業務の工事監理者は同一人とすることができる。

(2) 本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員の参加資格要件

本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員は、参加表明書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から特定者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- イ 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 「令和 5年・ 6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事）」を有していない者においては、本事業にかかる応募書類提出までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとならない者であること。
- キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ク 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定の日までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古

屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ケ 雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を設計管理技術者・監理業務責任者として配置できること（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。また同様に雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を現場代理人及び施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること（配置予定者は、施工業務の契約期間が重複する場合は、契約ごとに専任で配置する必要がある。ただし、配置予定者の兼任については「名古屋市工事請負契約約款」の基準によるものとする。また、配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。

コ 平成21年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ学校教育法第 1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、各種事務所又は商業施設等の施設において、トイレ新設または改修の工事を施工あるいは設計した実績があること。

3 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課

（名古屋市役所東庁舎 6階）

電話 052-972-3223 F A X 052-972-4176

電子メールアドレス a3223@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項及び要求水準書等関係資料の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

(3) 参加表明書の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出書類

参加表明書、参加者構成概要表及び参加資格確認調書

エ 提出部数

1部

オ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

(4) 技術提案書等の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

5部（正本 1部、副本 4部）

エ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

4 審査の手続き及び契約候補者の選定

提出された技術提案書等について、別途定めた審査基準書に基づき審査を実施する。技術提案書等の評価は、学識経験者から選任する「名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業に係るプロポーザル評価委員」が行い、最も優れている提案者を優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。評価に際し、技術提案書のヒアリング審査を次の日程で実施する。

ヒアリング審査 日程 令和 6年 6月17日（月）

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に免除する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者の提案

イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 設計施工業務に関する提案価格が上限提案価格を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(5) 受付期間後は提出された技術提案書等の差替えまたは再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(6) その他

その他詳細は、募集要項及び要求水準書その他関係資料による。

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 6年 4月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業名 | 港楽小学校始め 2校トイレ洋式化改修事業
(明るいつイレ改修) |
| (2) 事業内容 | 別紙「募集要項」及び「要求水準書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 7年 3月31日 |
| (4) 履行場所 | 港楽小学校：名古屋市港区港楽二丁目 3番36号
宝小学校：名古屋市南区中割町 2丁目10番地 |
| (5) 上限提案価格 | 58,260千円 |
| (6) 発注者 | 名古屋市 |

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

(1) 参加者等の構成

ア 参加者は単体企業あるいは複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

イ 単体企業で参加する場合は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

ウ コンソーシアムは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員又は単体企業として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員と資本金又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のコンソーシアムの構成員になることができない。

(ア) コンソーシアムの構成員は、工事の施工を担当する者及び工事監理業務を担当する者等、必要とされる事業者からなるものとする。

(イ) コンソーシアムの代表企業（コンソーシアムの構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる法人）を応募時に明らかにすること。

(ウ) コンソーシアムの代表企業は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

(エ) 雇用期間を特に限定することなく、参加者（コンソーシアムの場合は代表企業）と 3か月以上の雇用関係にある者を、本業務全体の統括責任者として専任で配置できること。

エ 業務実施体制は、事業を円滑に進めるため、以下の体制とする。

(ア) 単体企業あるいはコンソーシアムは、全体業務を統括的に管理する統括責任者のもと、簡易設計業務における管理技術者、施工業務における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）及び工事監理業務における工事監理者を配置する。

(イ) 工事に係る簡易設計業務の管理技術者と工事監理業務の工事監理者は同一人とすることができる。

(2) 本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員の参加資格要件

本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員は、参加表明書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から特定者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- イ 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 「令和 5年・ 6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事）」を有していない者においては、本事業にかかる応募書類提出までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとならない者であること。
- キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ク 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定の日までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古

屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ケ 雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を設計管理技術者・監理業務責任者として配置できること（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。また同様に雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を現場代理人及び施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること（配置予定者は、施工業務の契約期間が重複する場合は、契約ごとに専任で配置する必要がある。ただし、配置予定者の兼任については「名古屋市工事請負契約約款」の基準によるものとする。また、配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。

コ 平成21年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ学校教育法第 1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、各種事務所又は商業施設等の施設において、トイレ新設または改修の工事を施工あるいは設計した実績があること。

3 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課

（名古屋市役所東庁舎 6階）

電話 052-972-3223 F A X 052-972-4176

電子メールアドレス a3223@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項及び要求水準書等関係資料の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

(3) 参加表明書の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出書類

参加表明書、参加者構成概要表及び参加資格確認調書

エ 提出部数

1部

オ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

(4) 技術提案書等の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

5部（正本 1部、副本 4部）

エ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

4 審査の手続き及び契約候補者の選定

提出された技術提案書等について、別途定めた審査基準書に基づき審査を実施する。技術提案書等の評価は、学識経験者から選任する「名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業に係るプロポーザル評価委員」が行い、最も優れている提案者を優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。評価に際し、技術提案書のヒアリング審査を次の日程で実施する。

ヒアリング審査 日程 令和 6年 6月17日（月）

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に免除する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者の提案

イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 設計施工業務に関する提案価格が上限提案価格を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(5) 受付期間後は提出された技術提案書等の差替えまたは再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(6) その他

その他詳細は、募集要項及び要求水準書その他関係資料による。

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 6年 4月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業名 | 明治小学校始め 2校トイレ洋式化改修事業
(明るいつイレ改修) |
| (2) 事業内容 | 別紙「募集要項」及び「要求水準書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 7年 3月31日 |
| (4) 履行場所 | 明治小学校：名古屋市南区明治二丁目 3番50号
当知中学校：名古屋市港区当知一丁目 608番地 |
| (5) 上限提案価格 | 51,260千円 |
| (6) 発注者 | 名古屋市 |

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

(1) 参加者等の構成

ア 参加者は単体企業あるいは複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

イ 単体企業で参加する場合は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

ウ コンソーシアムは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員又は単体企業として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員と資本金又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のコンソーシアムの構成員になることができない。

(ア) コンソーシアムの構成員は、工事の施工を担当する者及び工事監理業務を担当する者等、必要とされる事業者からなるものとする。

(イ) コンソーシアムの代表企業（コンソーシアムの構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる法人）を応募時に明らかにすること。

(ウ) コンソーシアムの代表企業は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

(エ) 雇用期間を特に限定することなく、参加者（コンソーシアムの場合は代表企業）と 3か月以上の雇用関係にある者を、本業務全体の統括責任者として専任で配置できること。

エ 業務実施体制は、事業を円滑に進めるため、以下の体制とする。

(ア) 単体企業あるいはコンソーシアムは、全体業務を統括的に管理する統括責任者のもと、簡易設計業務における管理技術者、施工業務における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）及び工事監理業務における工事監理者を配置する。

(イ) 工事に係る簡易設計業務の管理技術者と工事監理業務の工事監理者は同一人とすることができる。

(2) 本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員の参加資格要件

本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員は、参加表明書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から特定者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- イ 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 「令和 5年・ 6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事）」を有していない者においては、本事業にかかる応募書類提出までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとならない者であること。
- キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ク 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定の日までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古

屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ケ 雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を設計管理技術者・監理業務責任者として配置できること（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。また同様に雇用期間を特に限定することなく、参加者と 3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を現場代理人及び施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること（配置予定者は、施工業務の契約期間が重複する場合は、契約ごとに専任で配置する必要がある。ただし、配置予定者の兼任については「名古屋市工事請負契約約款」の基準によるものとする。また、配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。

コ 平成21年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ学校教育法第 1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、各種事務所又は商業施設等の施設において、トイレ新設または改修の工事を施工あるいは設計した実績があること。

3 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課

（名古屋市役所東庁舎 6階）

電話 052-972-3223 F A X 052-972-4176

電子メールアドレス a3223@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項及び要求水準書等関係資料の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

(3) 参加表明書の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出書類

参加表明書、参加者構成概要表及び参加資格確認調書

エ 提出部数

1部

オ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

(4) 技術提案書等の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

5部（正本 1部、副本 4部）

エ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

4 審査の手続き及び契約候補者の選定

提出された技術提案書等について、別途定めた審査基準書に基づき審査を実施する。技術提案書等の評価は、学識経験者から選任する「名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業に係るプロポーザル評価委員」が行い、最も優れている提案者を優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。評価に際し、技術提案書のヒアリング審査を次の日程で実施する。

ヒアリング審査 日程 令和 6年 6月17日（月）

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に免除する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者の提案

イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 設計施工業務に関する提案価格が上限提案価格を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(5) 受付期間後は提出された技術提案書等の差替えまたは再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(6) その他

その他詳細は、募集要項及び要求水準書その他関係資料による。

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 6年 4月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業の概要

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 事業名 | 大清水小学校トイレ洋式化改修事業
(明るいトイレ改修) |
| (2) 事業内容 | 別紙「募集要項」及び「要求水準書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 7年 3月31日 |
| (4) 履行場所 | 大清水小学校：名古屋市緑区大清水西 901番地 |
| (5) 上限提案価格 | 45,120千円 |
| (6) 発注者 | 名古屋市 |

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

(1) 参加者等の構成

ア 参加者は単体企業あるいは複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

イ 単体企業で参加する場合は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

ウ コンソーシアムは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員又は単体企業

として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員と資本金又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のコンソーシアムの構成員になることができない。

(ア) コンソーシアムの構成員は、工事の施工を担当する者及び工事監理業務を担当する者等、必要とされる事業者からなるものとする。

(イ) コンソーシアムの代表企業（コンソーシアムの構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる法人）を応募時に明らかにすること。

(ウ) コンソーシアムの代表企業は、「令和 5年・6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事のいずれか）」の者であること。

(エ) 雇用期間を特に限定することなく、参加者（コンソーシアムの場合には代表企業）と 3か月以上の雇用関係にある者を、本業務全体の統括責任者として専任で配置できること。

エ 業務実施体制は、事業を円滑に進めるため、以下の体制とする。

(ア) 単体企業あるいはコンソーシアムは、全体業務を統括的に管理する統括責任者のもと、簡易設計業務における管理技術者、施工業務における現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）及び工事監理業務における工事監理者を配置する。

(イ) 工事に係る簡易設計業務の管理技術者と工事監理業務の工事監理者は同一人とすることができる。

(2) 本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員の参加資格要件

本事業に参加する単体企業あるいはコンソーシアムの構成員は、参加表明書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から特定者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。

- イ 施行令第 167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 「令和 5年・ 6年度名古屋市競争入札参加資格者（申請業種：建築工事・管工事・電気工事）」を有していない者においては、本事業にかかる応募書類提出までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとならない者であること。
- キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ク 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定の日までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ケ 雇用期間を特に限定することなく、参加者と3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を設計管理技術者・監理業務責任者として配置できること（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。また同様に雇用期間を特に限定することなく、参加者と3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す要件を満たす者を現場代理人及び施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること（配置予定者は、施工業務の契約期間が重複する場合は、契約ごとに専任で配置する必要がある。ただし、配置予定者の兼任については「名古屋市工事請負契約約款」の基準によるものとする。また、配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。

コ 平成21年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）、各種事務所又は商業施設等の施設において、トイレ新設または改修の工事を施工あるいは設計した実績があること。

3 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課

（名古屋市役所東庁舎 6階）

電話 052-972-3223 F A X 052-972-4176

電子メールアドレス a3223@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項及び要求水準書等関係資料の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

（調達情報サービス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）

(3) 参加表明書の提出

ア 受付期間

令和6年4月19日（金）から6月5日（水）午後5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出書類

参加表明書、参加者構成概要表及び参加資格確認調書

エ 提出部数

1部

オ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

(4) 技術提案書等の提出

ア 受付期間

令和 6年 4月19日（金）から 6月 5日（水）午後 5時まで

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

5部（正本 1部、副本 4部）

エ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留）による

郵送の場合は、受付期間内に必着のこと

4 審査の手続き及び契約候補者の選定

提出された技術提案書等について、別途定めた審査基準書に基づき審査を実施する。技術提案書等の評価は、学識経験者から選任する「名古屋市立学校トイレ洋式化改修事業に係るプロポーザル評価委員」が行い、最も優れている提案者を優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。評価に際し、技術提案書のヒアリング審査を次の日程で実施する。

ヒアリング審査 日程 令和 6年 6月17日（月）

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に免除する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者の提案

イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 設計施工業務に関する提案価格が上限提案価格を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(5) 受付期間後は提出された技術提案書等の差替えまたは再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(6) その他

その他詳細は、募集要項及び要求水準書その他関係資料による。